

## 専門学校廃止の議論をめぐる戦後高等教育改革の理論的構造についての一考察：高等工業専門学校の議論に着目して

井上, 美香子  
九州大学大学院博士後期課程3年

<https://doi.org/10.15017/8055>

---

出版情報：飛梅論集. 6, pp.49-61, 2006-03-24. 九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻教育学  
コース  
バージョン：  
権利関係：

## 専門学校廃止の議論をめぐる戦後高等教育改革の理論的構造についての一考察

—高等工業専門学校の議論に着目して—

井上 美香子

### 問題の所在

本論の目的は、戦後高等教育改革をうけて高等工業専門学校（以下、高専）が提示した改革案を明らかにすることを通して、高専の廃止と大学昇格が戦後高等教育に残した課題とその意義を検討することである。

戦後高等教育改革によって専門学校は廃止となり、その一部は大学に昇格、またその一部は暫定措置として短期大学になったという事実経過は周知の通りである。こうした専門学校の廃止は主に戸田貞三の発言に端を発して工業教育の視点から大学と高専の格差の是正<sup>1</sup>と、旧制高等教育機関を整理して大学の一元化を図るという意図のもとになされたことまで明らかにされている<sup>2</sup>。

けれども、戦後高等教育改革における高専の廃止は上述した様な教育刷新委員会などの政策側の視点から検討され、諸大学の各年史では新制大学発足のための一要素としての高専という描かれ方をなされてきた<sup>3</sup>。つまり、戦後高等教育改革により廃止された高専は、経済的余裕から単独昇格に成功するかあるいは旧制大学と合併するかという戦後高等教育改革の結果からのみ着目されてきたにすぎず、廃止された高専自体は戦後高等教育改革に対して何も語らない対象として看過されてきたこととなる。

しかしながら、高専自体は制度的には廃止されたものの、実際は単独昇格や旧制大学との合併という形で新学制へ生き延びた。従って、新制大学への昇格に向けて高専は日本の工業教育と高等教育の関係をどの様に考えて大学昇格を目指したのか、そこにはどのような議論が展開されそして戦後高等教育に何を残し或いは問題を提起したのかという事実確認をすることで、高専の廃止と大学昇格が戦後高等教育に残した課題とその意義を明らかにする必要があると筆者は考えている。

以上の様な問題関心から本論では、官立高等工業専門学校校長会議機関である三圭会に着目して考察をすすめる<sup>4</sup>。けれども、三圭会の存在はこれまで先行研究で紹介されることはなくその存在も知られてこなかった。

そこで本論では第一に、『適格審査関係』及び『三圭会関係』の史料を紹介することを通して、三圭会という組織の性格やその規模など会の概要を明らかにする。第二に、戦後高等教育改革で高専が提示した改革案を明らかにする。

---

\*九州大学大学院博士後期課程3年

## 1. 「三圭会」関係史料の位置づけ

ここで紹介する三圭会に関する史料は、『適格審査関係』及び『三圭会関係』の2冊である。ともに会議記録や通信文書類等が綴じ込まれた簿冊の形態で九州工業大学附属図書館史料室に所蔵されている。この2つの史料の概要について以下に詳述する。

### (1) 『適格審査関係』について

本簿冊は、三圭会での審議会議事録をはじめ会の開催案内状と出欠を知らせる電報などの諸史料を綴じ込んだものから構成されている。それらの諸史料は日付順に綴じ込まれているわけではない。また、本簿冊には昭和23年及び24年の2回の会議記録が収められており、会議は各ブロック毎に分かれて開催されたものであったことが綴じ込まれた史料から窺うことができる<sup>7</sup>。けれども、本簿冊にはそうした地区会議での記録は収録されておらず収録されている議事録は前述した2回の総会の会議記録のみである。

従って、当初から整理された状態で史料を綴じこんでいたというよりは後になって何かしらの必要から手元に残っている三圭会関係の史料を一冊の簿冊に収めて表紙を付したのではないかと考えられる。表紙には『適格審査関係』と記載されているが、綴じ込まれた史料の性格から検討してもなぜ表紙に『適格審査関係』と付したのかその理由は不明である。

尚、本史料では昭和23年10月11日から12日に米沢高専で開催された会議記事要旨<sup>8</sup>と、昭和24年5月に徳島高専で開催された時の議事要旨<sup>9</sup>の2つから、諸高専が昭和23年及び昭和24年時点で問題としていた事項などを検討することができる。

### (2) 『三圭会関係』について

総会開催の準備及び会場の提供は各高専がもちまわりでしていたらしく、昭和22年度は明治高専がその当番校となっている。従って本簿冊には、昭和22年度三圭会総会の開催（11月6日～8日開催）に際しての関係史料が綴じ込まれている。

史料の内容は総会開催の企画草案及び総会開催の案内、日程紹介とそれに伴う諸通信書類、そして会議記録と承合事項の回答集が収められている。ここでは、昭和22年時点での高専が抱えていた問題を検討することができるが、開催校による三圭会総会開催までの流れと総会の詳細な行事日程が分かるという点で会の性格をより詳細に知る上では興味深い史料となっている。

## 2. 「三圭会」組織概要

三圭会の組織構成は、「全国官立工業専門学校長会議」<sup>10</sup>の名の通り、27校の官立高等工業専門学校全校を中心に組織されていたことが昭和24年5月に開催された総会の議事録の出欠校の記載より知ることが出来る。

三圭会での審議は、全国官立高専の校長によって年に1回<sup>11</sup>開催される総会と、その下部組織が開催する「地区協議会」での審議会からなる。「地区協議会」は関東ブロック・関西ブロック・九州

ブロックからなるが、どの位の頻度で協議会を開催していたのかなどは本史料からはわからない。しかし、地区ブロック毎の「地区協議会」は頻繁に開催されていたことは、明治高専と同様に九州ブロックに属していた久留米高専の日誌（『記録（2）自昭和十六年八月至昭和二十四年四月』<sup>12</sup>）から知ることができる。この『記録（2）』は年行事日程を記しただけのものであるが、例えば「三圭会西部部会」という名目で昭和23年2月25～28日（於宇部高専）、同年3月20日（於熊本高専）、昭和24年1月28・29日（於広島高専）、という記載が見受けられる<sup>13</sup>。

「地区協議会」は昭和23年度に至っては、11月頃催された総会開催後に2回会を設けている。総会での議題に関しては、会を開催するにあたりあらかじめ各高専から承合事項を集めてから取り纏めるという形をとっており、そこで集められた承合事項とそれに対する各高専からの回答集は総会開催後に開催校が取り纏めて各高専に送付されている。こうして三圭会では高専が直面する問題を共有化し各高専の解決方法の情報を提供している。

尚、総会では文部次官及び視学官も交えて文部省の政策動向の報告を受けるとともに、三圭会での議題を伝え会の意見と要望を文部省に提示している。

最後に、三圭会総会での行事内容についてであるが『三圭会関係』によると、昭和22年11月6日～8日に開催された三圭会総会の日程は、第1日目が学校長会議、晩餐会、第2日目が明治高専校内施設視察、日本水産戸畑工場視察、工場視察（視希望する工場は選択制）、3日目はレクリエーション（別府探索など）となっている<sup>14</sup>。

以上から、三圭会総会とは諸高専が直面する課題を議題にかけ情報交換をする場であるとともに、そこでの決議内容を高専の意見として文部省に進言することもあった。従って、三圭会とは、官立高等工業専門学校の最高の審議機関であり意志決定機関であったと位置づけられる。つまり、三圭会の審議内容から高専が戦後高等教育改革で抱えていた課題と昇格の意義を検討することが出来るのである。

### 3. 高専における新たな戦後高等教育改革案 - 「下級工業大学」の設置の要求 -

三圭会が昭和22年から昭和24年の間にとりあげた議題は下記の通りである。

#### (1) 議題「ジュニアカレッジ」の登場

【三圭会会議議題－昭和22年11月開催】<sup>15</sup>

1. 大学昇格関係
2. 三圭会関係
3. 教務関係
4. 官制及び会計関係
5. 学生の厚生関係

【三圭会会議議題－昭和23年10月開催】<sup>16</sup>

1. 新制大学への移行に伴う現在席生徒の処置

2. 新制大学への移行と教官の問題
3. 新制大学移行に関する其他の問題
4. 研究に関する事項
5. 教務並に学生に関する事項
6. 事務（二文字不明）<sup>17</sup>
7. 施設及び一般厚生
8. 教員組合
9. 災害予防
10. その他

【三圭会会議議題—昭和24年5月開催】<sup>18</sup>

1. ジュニアカレッジについて
2. 単科大学における教員養成講座について
3. 工場技官の設置と定員法との関係
4. 科学研究費の支給額を学校で調整する方法
5. 管理委員会法について
6. 教育学部や教員養成課程の教科内容
7. 募集人員と試験方法
8. 新制大学になって教授になれない若い講師と兼任講師に対する謝金について
9. 教員の採用と定員について
10. 予算及び平均俸給について
11. 教員養成課程と学芸学部及び工学部との関係
12. 教授会について
13. 進学適性検査の再試行について
14. 高専の既修了者を本科の卒業生とすることについて
15. 生徒の自治会について
16. 事務官会議の開催要望
17. 三圭会の次回会合時期及び当番校について

昭和22年から23年にかけては、専ら大学昇格にむけて直面する旧制度の処置的整理と新制度移行への準備において噴出する問題への対処の方法等が議題となっている。けれども、昭和24年度の議事録では旧制度にもなく、また官立高専にとっては当面の目的とする大学昇格とも性格を異にするはずの「ジュニアカレッジについて」<sup>19</sup>という議題が登場している。

「(短期大学設置の機運が高まってきたという文部省視学官の説明をうけて) 今までの御話でジュニアカレッジが出来ることは判明した。教育内容の量の問題は如何か。シニアよりジュニア

の方が相当多数要ると思う。これは官立で引き受けるとよい。シニアーを減じてもジュニアを多数養成すべきだ。これに就ては学校の方で協議せよと云へばするし、本省で考へて貰つてもよい。とにかく早くする必要がある。教育内容に就ては直ぐ実務に就く人を作る様にするのが本当と思う。工業高等学校にあつては、リベラルな共通的な学科に重点がおかれすぎてゐるから高等学校との連関を考へねばならぬ。高等学校にて一應の教育はして居るが、八十五単位の内専門は約四十単位で殊に先生がサボッテ居るから実力は低下して居る。」(カッコ内の補足は筆者による)<sup>20</sup>

上に引用した言葉は、議題として「ジュニアカレッジ」の件を提案した一高専である多賀高専の発言である。前期大学よりも「完成教育」機関<sup>21</sup>としての構想的性格を有していた「ジュニアカレッジ」という用語を使用している点から、高専では「ジュニア」を養成することを目的とする「完成教育」機関の設置を前提として議論していることが分かる。

この「ジュニア」とは、引用部分からも明らかなように「直ぐ実務に就く人」のことである。そして「直ぐ実務に就く人」とは、「工業高等学校にあつては、リベラルな共通的な学科に重点が置かれすぎてゐる」<sup>22</sup>という非難から「ジュニアカレッジ」によって養成されることになっている。また、多賀高専は「工業技術者の高い又優秀なのは大工業に行き、中小工業にはよい技術者がゐない。従来の高工卒業生は大工場に行く故に中小工業が浮いて仕舞う」と指摘し「ジュニアカレッジ」の設立を訴えていることから、「ジュニア」とは中堅技術者のことを指すと考えられる。つまりここでいう「ジュニアカレッジ」とは、「直ぐ実務に就く」中堅技術者としての「ジュニア」を養成する機関ということになるのである。こうした「ジュニアカレッジ」設置の提案は、以下に示すように名古屋高専や明治高専の意見によってより強調して主張されることになる。

名古屋高専は、「多賀よりの提案まことに結構。日本は農業立国ではいかぬ、工業立国で進まねばならぬ。従つて工業教育全般に関する企画を必要とする、よき工業教育者の養成は急務である。これは日本の将来にとつて大きな問題であるから、本省に工業教育に関する委員会を設け、真剣に審議することを望む。三圭会が主体となつて本省に進言したい」<sup>23</sup>と、問題の重要性を指摘し急いで委員会を設置すべきことを提案している。

加えて明治高専は「工業技術者の需給の問題即ちどれだけの卒業生が必要か、その国土計画的需給調を作りたい。三圭会でやつてもよい」<sup>24</sup>として、「シニアー」との数字的なバランスを考えて中堅技術者である「ジュニア」を計画的に養成していく為に国土計画的需給に関する調査の必要性も考えられる程「ジュニアカレッジ」の設置が不可欠であることを論じている。

1949年5月4日当時とは、暫定措置としてのジュニア・カレッジ論を短期大学論として教育刷新委員会が方向を纏める一方、短期大学を暫定措置とするか恒久化するかという両議論が国会で錯綜しているという時期である。つまり、専門学校の救済措置として登場した短期大学を暫定的な設置とするか恒久的なものとするかが議論されていたことになる。

けれども高専は、短期大学の制度的性格よりも早急に処置が求められることとなる問題があることを指摘していた。それは、「従来の高工卒業生は大工場に行く故に中小工業が浮いて仕舞う」という先に引用した指摘に見ることができる。つまり高専に在籍している最後の高専出身者は大工場

へ行き、工業学校は新制高校へ包摂されるために中小工業を担う人材の養成が制度的にもそして現実的にも停止してしまうことになるのである。故に、「ジュニア」の養成に関する「協議」や「国土計画的需要」の調査は「とにかく早くする必要がある」緊急事態であったのである。

## (2) 昇格後における高専の課題－「下級工業大学」設立案の提出

昭和24年5月の三圭会での審議事項は、同年6月6日に文部大臣高瀬荘太郎に提出されることとなる<sup>25</sup>。その「全国官立工業専門学校長会議々決要望書」では、6つある要望事項<sup>26</sup>のうち「ジュニアカレッジ」に関する議論については、第1項目（「工業教育振興調査委員会を設置されたい」）及び第2項目（「下級大学制度の確立を望む」）で以下の様に提示されている<sup>27</sup>。

第1項目：「(国土や資源の限界という工業における日本固有の弱点から、日本は技術者の労働力によって生産加工工業面で伸長していく術を得なくてはならないと論じたうえで) 而して又之が達成は工業教育の適正なる振興に依らねばならぬことも自明である。然るを一時折角芽ばえ来つたかに見えた工業教育に対する挙国的熱意も戦後は急激に凋落に瀕し来つたこと甚だ遺憾に堪えぬ。此の度あま多新制大学の発足を見得るに至つたことは慶賀するに足るとは言え。之を構成する各部門に亘つて其此内容と規模、及び其の比率等については必ずしも妥当を欠くもの少なしとせぬ特に工業教育部門に於ては国土計画の現在及将来に照し合せて其の組織其の規模について充分なる科学的検討が忽にされてある感なしとししない。」<sup>28</sup>(カッコ内の補足は筆者による)

第2項：「工業高等学校と新制工業大学との中間に立つ二ヶ年課程々度の下級工業大学制度を確立して技術的業務の実際に堪能にして工場第一線に立つべき技術者を養成することは我国工業の実際に鑑み且つ又経済事情其の他より四ヶ年課程に進み難き好学の青年に高等教育の機会均等を附与する必要性にも鑑みて甚だ重要である。これが早急なる実地に対し法的にも又経済的にも一段の努力を瀝がれんことを望む。」<sup>29</sup>

ここでは、国土計画からなる工業系人材の養成という点が看過されて戦後教育改革が進行してしまつたことを指摘し、工業教育の面からすると新制大学の発足は手放しで喜べないとする批判で以って提示されている。けれども5月段階での審議と比較して注目すべき点は、要望する中堅技術者の養成教育機関が「ジュニアカレッジ」ではなく、「下級工業大学」と表記されている点である。

教育刷新委員会の審議において、前期大学及びジュニア・カレッジという呼称がはじめて短期大学へとかわつたのは昭和24年1月の第78回総会においてであり、学校教育法が改正されて暫定的な「短期大学」の設置がなされたのが同年5月18日である。つまり、昭和24年6月6日提出された議決書は暫定的に「短期大学」の設置が制定された後であり、その1月段階には「短期大学」という呼称へと変化しているのであるから、要望書でも本来ならば「短期大学」という名称がもちいられることが自然といえよう。

けれども高専は、その議論の文脈からも明らかな通り暫定的な教育機関の設置を求めている訳ではない。ここから、高専が設置を要望する「工業高等学校と新制工業大学との中間に立つ二ヶ年課

程々度」の教育機関は「短期大学」ではないことが分かる。

それでは何故「ジュニアカレッジ」ではなく「下級工業大学」の設置であるのだろうか。実はこの「下級工業大学」という名称にこそ、高専の廃止と大学昇格が戦後高等教育に残した課題とその意義を検討する鍵があったのである。

### (3) 「下級工業大学」の意味するもの

「前期大学」ではなく「ジュニアカレッジ」という用語を使用した時点で、三圭会が提案する中堅技術者の養成機関とは恒久的に設置される完成教育機関という性格を有していたことがわかる。それは、「短期大学」という呼称を使用しなかったことから明らかであろう。

けれども「ジュニアカレッジ」という用語を使用しなくなったという事実は、その用語では意図するものが表現できないと判断した結果であるということになる。つまり、「ジュニアカレッジ」では三圭会が意図する中堅技術者の養成機関を表現することができないため「下級工業大学」という用語を用いたということになる。「下級工業大学」が意味する中堅技術者の養成機関とはどのようなものなのか、そうした養成機関を提案する三圭会の意図は何であるのかを以下に検討したい。

そもそも中堅技術者の養成は、工政会<sup>30</sup>を中心として常に工業教育の争点とされてきた。それは、工業系人材での中堅技術者という位置づけそのものが曖昧であることを理由としているのであった。その曖昧な位置づけとは以下の2点から指摘されている<sup>31</sup>。

第1点目は、高専の教育内容に関する問題である。高専は中堅の技術者養成機関としては教育内容及び設備に不足する部分が多いというのである。

第2点目は、企業での経営組織上の問題である。大企業の経営組織では高専などの教育機関出身者という所謂学校出とそうでない者とを区別し、前者は職員で後者は工員という身分格差を設けている。その為、高専出身者は現場の経験を余り積むことなしに職員になってしまうという問題がある。中堅技術者として高専で養成されながらも実際の現場で中堅技術者として働いているのは高専出身以外の工員なので、高専の人材養成の目的と現場での役割が一致しないことになるのである。つまり、中堅技術者の養成機関としては教育内容に不足する部分が多いが企業では高専出身というだけであまり経験を積まないで現場をよく知らないままに、表面上の中堅技術者として職員となるのである。

従って、教育段階では中堅技術者の養成機関でありながら教育内容とその質から中堅技術者とはなり得ず、現場では事実上中堅技術者として機能している訳ではないが名目上中堅技術者として職員の地位を得ている。こうした点で教育段階においても現場においても中堅技術者としてその位置づけが不明瞭となっていることになる。

上述のような諸問題は、中堅技術者の養成機関という位置づけで高専が設置されたにも関わらず企業にとっての中堅技術者とは何であるのか、中堅技術者を養成するために必要な教育内容と設備はいかほどのものであるのかという中堅技術者を位置づける概念が不明瞭であることに起因してい



ると考えられる。

こうした中堅技術者の養成というものが負ってきた歴史的背景を考慮に入れると、「下級工業大学」という呼称への変更には三圭会の意図が多分に含まれていることが考えられる。また、永年の希望であった大学への昇格をなしえたにも関わらず中堅技術者の養成機関として「下級工業大学」の設置要望書をわざわざ文部大臣に提出するに至ったという点からしてもこの「下級工業大学」には三圭会の特別な意図が込められていると考えられるのである。

そこで、ジュニア・カレッジ論との相違点は何処か、そして「下級工業大学」設置案を提出したその意図は何であるのかという2点に的を絞って「下級工業大学」の概念とその背景にある意図を明らかにしたい。

### ①ジュニア・カレッジとの相違点

そもそもジュニア・カレッジとは、アメリカより移入された高等教育に関する思想の一つである。基本的原理を簡単に要約すると、ジュニア・カレッジは経済的、社会的、公民的及び個人的な能力を発達させるように企図されているカリキュラムを提供することで青年を民主主義社会の構成員として育てあげる地域社会の高等教育機関である<sup>32</sup>。尚、ここで教授されるカリキュラムとは教養教育と半専門職業教育<sup>33</sup>である。

ジュニア・カレッジの特徴の1つとされるこの半専門的職業教育とは、ある特定の専門的な職業に就くための教育ではない。それは、社会の複雑化に伴い新しい職種が次々に生まれてくるというような社会の変化に青年が柔軟に適応することのできる職業的能力を涵養することを指している。この半専門職業教育の理念が、ジュニア・カレッジと「下級工業大学」とを区別するキーワードになる。

企業の組織経営での不明瞭な位置づけと中堅技術者の養成機関としては不十分とされる教育内容など、先に記した諸問題は前述の通り中堅技術者そのものの概念が不明瞭であったことを原因の1つとしていた。また、中堅技術者養成へのそうした指摘がなされる中でも中堅技術者の養成機関としてあり続けた高専だからこそ、中堅技術者の養成と必要性を認識していたといえる。

だからこそ、「下級工業大学」の設置を要望し、その呼称には慎重になったと考えられる。中堅技術者の養成機関を設置するに際し、その概念規程を明確にしなくてはならないという点から考えると、半専門的職業教育を理念の一つに掲げるジュニア・カレッジの枠組みでは説明がつかないものとなるのである。

恒久的に設置される完成教育機関という点では、ジュニア・カレッジは高専の意図する中堅技術者の養成機関と合致するものであるが、根本的な理念が異なっていたのである。すなわち、中堅技術者を専門的に養成する教育機関と、就職機会の提供を目的とする半職業教育を教授するジュニア・カレッジとでは目的とするところが根本的に異なるのである。

つまり「下級工業大学」とは、恒久的な設置を前提とし中堅技術者を専門的に養成するという意味での完成教育機関を指すということになるのである。

### ②「下級工業大学」設置案の意図

新学制では、高専の廃止と昭和23年及び24年の新制高等学校教科課程の改正により中堅技術者を養成する機関が実質上抜け落ちるという構造となっている点から、中堅技術者の養成が必要となることは必至のことであった。けれどもその養成機関の設置の提案が昇格した高専によってなされたのである。その背景には、実は高専の大学昇格への在り方そのものが関係していたことが考えられる。

昇格は、高専の単独昇格による工業系の単科大学の設置と旧帝国大学あるいは旧官立大学との合併による昇格とがある。つまり、工業系人材を養成する大学の中にも、旧学制以来上級技術者の養成機関であった大学と高専が昇格して単科大学を創設した場合とでは「大学」という同じ土俵の上に形式上あがったとしても、それまで有していた技術者養成に関する歴史そのものが異なっているという背景を有していることになる。

中堅技術者の養成機関が、工業教育上始終問題の争点となってきた背景にはそれが有する概念の不明瞭性に起因していたこと、そして新学制では中堅の技術者養成の機関が抜け落ちていることを考慮に入れると、早期のうちに中堅技術者養成機関の存在が求められることは必至である。

例えば中堅技術者の養成機関が存在していたとしても旧制の高専のようにその位置づけが曖昧な機関であったら、必然的に旧学制下の時のように中堅技術者の養成機関の事実上の存在が企業や工業教育界によって声高に求められることとなる。そうした時中堅技術者の養成機関の代替として矛先が向けられると考えられるのは、設置母体から考えても工業系の単科大学ということになるのである。旧学制以来大学への昇格を目指していた高専にとって、ここで概念規程が明確になされた中堅技術者の養成機関を設置する必要が多分にあったのである。

5月の審議会における「ジュニアカレッジ」設置の必要性をより強調する形で発せられた名古屋高専と明治高専の賛意表明には、官立高専の中で高等工業専門学校のみで工業系の単科大学への昇格が出来た高専だからこそ「下級工業大学」の設置への強い願いがそうした意見となって提案されたことを表しているのである。

## 結 語

戦後高等教育改革における高専の廃止と大学への昇格は、昇格を希望してきた高専にとって意義のある改革であったといえる。けれども高専の廃止は新たな課題を戦後高等教育に残すこととなった。それは、中堅技術者の養成機関の欠如という事態であった。この問題は、既に大学へ昇格した高専を悩ませるものとなった。

それは、第一に工業系人材の問題上中堅技術者の養成は必要不可欠であるという工業教育上の問題と、もう1つは大学に昇格して後も中堅技術者の養成機関に実質上になってしまうのではないかという危惧によるものであった。その結果、高専は中堅技術者を専門的に養成する「下級工業大学」の設置を文部大臣に建議したのである。

つまり、中堅技術者の養成機関を設置するための高専の一連の行動とは、旧学制以来工業教育の争点とされ続けてきた中堅技術者の養成問題が新学制に課題として持ち越されたことを意味するの

である。教育内容等の点からその存在が疑問視されてきた高専は、廃止されることで更なる課題を負ったことになった。そして、大学でありながら実質上の中堅技術者の養成機関とされないように、概念規程を明確にした中堅技術者養成機関の設置を案出するという行動に至るのである。

昭和26年の産業教育振興法を皮切りとして5年制高等専門学校が昭和37年に設置されていることからすると、三圭会が要望したような中堅技術者の養成を専門とする教育機関はやはり必要不可欠であったと考えられる。そう考えると、戦後高等教育改革以来中堅技術者の養成という概念規程が定まらない状態が昭和37年頃まで続いたということになるのである。

従って、三圭会が建議した「下級工業大学」の設置は戦後高等教育改革が残した課題を同時に意味するものであったのであり、その一方で昭和37年の5年制高等専門学校の設置を先取りするようなものであったという意味で先駆的な提案であったと位置づけることができるのである。

尚、三圭会が提案した「下級工業大学」に対する文部省はどのような反応を示したのかなどの事実解明は今後の課題としたい。

#### 〈注〉

- (1) 大学と高専という教育機関の出身の別がそのまま社会進出の別をもたらして人々の社会間格差を引き起こすことを問題とする戸田の社会観が背景にある。(この点に関しては、拙稿、(2005)「戦後高等教育改革における専門学校廃止の議論の思想的背景-戸田貞三の「社会観」と「高等教育観」を中心に-」『教育基礎学研究』、第2号)。
- (2) 海後宗臣・寺崎昌男(『大学教育』戦後日本の教育改第9巻、革東京大学出版会、1969年)では高専廃止の事実経緯を明らかにするとともに、大崎仁(『大学改革1945～1999』、有斐閣、1999年)は旧学制下以来の大学一元化論が背景にあったことまで指摘している。
- (3) 注2及び国立教育研究所編、(1973)『日本近代教育百年史』第10巻産業教育2、国立教育研究所等。例えば、九州大学は新制の設置母体の一つとして久留米工専と合併した。けれども『九州大学七十五年史』では新学制発足時点での合併の事の顛末しか記載していない。
- (4) 史料的制約から本稿では、高専の中でも官立に限定して考察することとなる。
- (5) 以下、本史料は九州工業大学附属図書館史料室所蔵とする。
- (6) 同上。
- (7) 昭和23年12月7～8日に「九州ブロック高専校長会」を開催する旨のことが記されている。
- (8) B4用紙16枚分が二つ折りにされて綴じ込まれている。
- (9) B4用紙27枚が二つ折りにされて綴じ込まれている。
- (10) 『適格審査関係』の中の会議議事録に記載されていた。
- (11) 史料から、昭和22年度から24年度までの間に計3回の総会議事録が綴じ込まれていたことから全国総会を年1回開催していることが分かる。開催時期は昭和22年-11月、昭和23年-10月、昭

和24年-5月であるが、昭和24年度は新学制への移行などの点を考慮すると大体10月から11月位に開催していたのではないかと考えられるが想像の域を出ない。

- (12) 久留米工業高等専門学校内 記念館（同窓会久留米工業会事務局）所蔵。
- (13) 尚、久留米高専及び第1章で紹介した史料には、「三圭会西部部会」における議事録などは一切綴じ込まれていない。
- (14) こうした日程は、総会のあとに開催地にある工場見学が盛り込まれている点など高専校長関係者も参加メンバーであった工政会における年次総会を意識していたのではないかと考えられる。
- (15) 「昭和二十二年度 三圭会会議議事録」『三圭会関係』。
- (16) 三圭会開催の前に、次期開催予定の総会での議題案を提出して欲しい旨の文書が各高専に送付されていることが史料から確認できる。尚、議題は「三圭会記事要旨」（『適格審査関係』）による。
- (17) 史料に印刷されている文字が消えていたため解読が不可能であった。会議記録の内容からすると、事務職員関係の取り決め等に関する議題であったようである。
- (18) 「昭和24年5月 全国官立工業専門学校長会議 議事録（1）」（『適格審査関係』）。尚、昭和23年10月の三圭会会議記録と異なり、項目ごとに各議題を明記しているわけではなかった。よって、ここでは会議記録の議事の中から議題を拾っていくという作業をしたため、多少議題の内容が細かくなってしまった。
- (19) 本論では、一般的に戦後高等教育改革で論じられている「前期大学論」及び「二年制大学論」の延長線上にある議論についてはジュニア・カレッジと表記し、高専が論じているものに関しては「ジュニアカレッジ」表記している。
- (20) 史料の典拠は、注（18）に同じ。
- (21) ジュニア・カレッジの有する「完成教育」機関的性格に関しては前掲書（海後宗臣・寺崎昌男（1969）、190～191頁）に詳しい。
- (22) 「昭和24年5月 全国官立工業専門学校長会議 議事録（1）」『適格審査関係』。
- (23) 史料の典拠は、注（18）に同じ。
- (24) 同上。
- (25) 昭和23年10月開催の三圭会でも要望書は提出されている。三圭会では、開開催後に議決要望書を文部省にその都度提出していたようである。
- (26) 参考までに第3～6までの各項目を記しておく、3. 校官の官制定員を設置されんことを望む、4. 新制大学職員定員に於て教授定員の一部を助教授定員で置きかえ得る措置を要望する、5. 職員俸給与算支給の現行措置の改善を望む、6. 旅費の増額を要望する」である。
- (27) 「全国官立工業専門学校長会議々決要望書提出の件」『適格審査関係』。
- (28) 同上。
- (29) 同上。

- (30) 大正7年に創立された技術者の運動団体。創立のメンバーはその殆どが東京帝大工科出身の官界、学会、民間大企業の技術者であった。大正期にはそのメンバーを官界の工業行政に関係する官僚にまで広げる。工政会では工業教育に関する数々の建議を国会に提出している。
- (31) 『工学会誌』第四四〇巻、大正9年7月。尚、こうした指摘は当時の技術者運動諸団体から発せられている。
- (32) こでは、Walter Crosby Eelles, *Why Junior College Terminal Education?* (American Association of Junior Colleges, 1941). 渡邊彰訳分 (『ジュニア・カレッジ論—完成教育の必要—』1946年、目黒書店) の用語を引用した。
- (33) 同上。

【附記】

本稿を作成するにあたり、久留米工業高等専門学校内記念館の皆さん、九州工業大学附属図書館事務長の加治淳一氏をはじめ附属図書館の皆さんには本当に大変お世話になった。ここに記して謝意を表したい。

**A Study of Structure of the Theory about the Higher Educational Reform over the Abolition of Special School – Focusing of the opinion of Higher Technical Special School –**

**Mikako INOUE**

As is generally known, it was abolished, and the technical Special School was promoted to a university by higher education reform after the war. But, the viewpoint to examine a problem and the significance that the abolition of a high technical school and promotion to a university brought postwar higher education has been overlooked.

Therefore, the purpose of this study is to clarify the structure of the theory about industrial education and higher education over the abolition of special school in the post war higher education reform, by the focusing on the education complete reform committee and higher technical special school.

Through this study, I want to examine that the promotion to university and the abolition of special school led to problems and significances. Therefore, I paid my attention to “SANKEIKAI” which were a principal meeting organization of a government establishment high technical school in this study. And I examined from the meeting minutes of SANKEIKAI what the thing which I took the abolition of a high technical school and promotion to a university, and a high technical school assumed a problem was. As a result, the following many points became clear.

The university promotion was significant, but brought a problem of lack of a training organization of a nucleus engineer for a high technical school. Therefore the high technical school suggested the establishment of “a low-class tech” as the engine which trained mainly a nucleus engineer.